
「会員会費規則」の一部改正について

日証協 平成 24 年 2 月 22 日

本協会では、平成 24 年 2 月 22 日付けの理事会において、「会員会費規則」の一部改正を行った。

本改正は、会員の会費のうち変動会費である営業収益割会費の料率を、売買取引高割会費（株式割会費及び公社債割会費）と同様に定率方式からスライド方式へ変更することにより、年間の営業収益割会費が予定する予算額に沿って徴収できるようにするためのものである。

本規則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、スライド料率を用いた営業収益割会費の算出は、平成 24 年 4 月徴収分の会費から適用する。

本規則の改正に係る趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「会員会費規則」の一部改正について

平成 24 年 2 月 22 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

会員の会費のうち変動会費である営業収益割会費は、実際の営業収益の金額に年度当初に設定した料率（定率、平成 23 年度は万分の 5.18538）を乗じて算出される額を徴収している。これまで年間に予定する予算額を確保できるよう、料率を定めてきたが、毎年、営業収益割会費は想定以上のペースで徴収される傾向があり、予算額との差異を第 4 四半期で調整しているのが実状である。

そこで今般、年間の営業収益割会費が予定する予算額に沿って徴収できるようにするため、売買取引高割会費（株式割会費及び公社債割会費）と同様にその料率を定率方式からスライド方式へ変更することとする。

2. 改正の骨子

営業収益割会費の計算方法に、その料率を営業収益の実際の増減によりスライドさせることを規定する（第 3 条第 3 号ハ）。

3. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「会員会費規則」の一部改正について

平成 24 年 2 月 22 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会費の計算方法) 第 3 条 個々の会員が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。 1 } (現行どおり) 2 } 3 変動会費 イ } (現行どおり) ロ } ハ 営業収益割会費は、各事業年度における会費徴収額を、全会員の営業収益を想定した金額で除して料率を算出し、その料率を会員の 前々月中における営業収益の金額(金融商品取引法第 56 条の 2 に基づく「モニタリング調査表」の「主要勘定残高」に記載された「受入手数料計」、「トレーディング損益計」、「金融収益」及び「その他の営業収益」の合計額をいう。)に乗じて算出する。 なお、<u>この料率は理事会で承認された方式により、営業収益の実際の増減によりスライドさせ、年間に予定する営業収益割会費の額となるように調整する。</u>また、会員の営業収益が「マイナス」の場合は「0」として取扱うものとする。 付 則 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	(会費の計算方法) 第 3 条 個々の会員が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。 1 } (省 略) 2 } 3 変動会費 イ } (省 略) ロ } ハ 営業収益割会費は、各事業年度における会費徴収額を、全会員の営業収益を想定した金額で除して料率を算出し、その料率を会員の 前々月中における営業収益の金額(金融商品取引法第 56 条の 2 に基づく「モニタリング調査表」の「主要勘定残高」に記載された「受入手数料計」、「トレーディング損益計」、「金融収益」及び「その他の営業収益」の合計額をいう。)に乗じて算出する。 なお、<u>年間を通じ営業収益割会費が予算額を大幅に上回る又は下回る状況が予想されるような場合には、当該会費の料率の修正を検討する。</u>また、会員の営業収益が「マイナス」の場合は「0」として取扱うものとする。